
子ども未来

1. 子 育 て - 179-
2. 母 子 福 祉 - 182-
3. 保 育 所 ・ 幼 稚 園
こ ども 園 推 進 - 183-
4. 児 童 館 - 190-

1. 子育て

(1) 少子化対策推進本部

次代を担う子どもたちが健やかに育つ社会の実現に向け、庁内関係部局間の連携を確保し、少子化対策を総合的かつ効果的に推進するため、本部会議、幹事会、作業部会の三層で構成される奈良市少子化対策推進本部を設置している。

中でも作業部会は、庁内若手職員で構成され、少子化対策推進のための具体的な施策や事業を考案し、その実施に向けて取り組んでいる。

(2) 次世代育成支援行動計画

子どもを生み育てやすい環境を整備することを通して、少子化に歯止めをかけるため、平成15年11月に庁内策定委員会を設置し、地域協議会等からご意見をいただきながら、平成17年3月に「奈良市次世代育成支援行動計画」を策定した。

平成21年度には前期計画の点検・評価と新たな課題の抽出を行い、平成22年3月に後期計画（平成22年度から5カ年）を策定した。

本計画は、子育て支援施策を推進するための指針となるものであり、福祉、保健、医療、教育、労働、まちづくりなど幅広い分野にわたる施策が盛り込まれている。

(3) 子ども・子育て会議

平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とした新しい取り組みである「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度スタートする予定である。

それを受けて、奈良市の子ども・子育て支援に関する重要事項について調査審議する機関として「子ども・子育て会議」を設置している。

本会議において、市民の子育ての状況及びニーズの把握や事業計画の策定の準備を進め、新制度に向けた準備を進めていく。

(4) 子育て短期支援事業

児童を養育している家庭の保護者が疾病や仕事等の事由によって家庭において児童の養育が一時的に困難となった場合等に、市が指定する児童養護施設または乳児院に委託して実施する。

① 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

ア 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合等に、その児童を施設において一時的に養育及び保護を行う。

イ 利用の期間は7日以内とする。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合には、必要最小限の範囲内で延長することがある。

② 夜間養護等（トワイライト）事業

ア 児童を養育している保護者が、仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間にわたるため、児童に対する生活指導や家事の面等で困難が生じている場合に、その児童を施設に通所させ、生活指導、夕食の提供等を行う。

イ 利用の期間は6カ月以内とし、その時間は1日当たり4時間を限度として、午後4時から午後10時までの間とする。ただし、児童の就学時間等の事情により午後2時から利用することができる。

(5) ファミリー・サポート・センター事業

「育児の援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を会員登録し、会員相互の有償での援助活動の調整を行う。

（平成25年4月末現在）

- ・総会員数1,303人（依頼会員972人、援助会員227人、両方会員104人）
- ・相互援助活動件数（平成24年度）6,665件

(6) 地域子育て支援センター（「奈良」、「中登美」、「アイリスキッズ」、「ゆめの丘SAHO」、「とみお」、「Saya」、「Peace」）

地域の子育て支援情報の収集及び提供に努め、子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として機能するとともに既存の子育てネットワーク、子育て支援活動を行う団体等と連携を図りながら地域支援活動を展開する。

<主な事業内容>

- ① 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- ② 子育て等に関する相談及び援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
- ⑤ 公民館、公園等の公共施設等における地域支援活動の実施

(7) 子育てサークル活動費助成事業

乳幼児とその保護者が集まり、子育てに関する学習や情報交換を行う子育てサークルに対し、子育てサークル活動費補助金を交付する。

- ・補助額は、補助対象経費の2分の1で、3万円を限度とする。

(8) つどいの広場事業（「ぷらんぷらん」、「ノル」、「お陽さま」、「ぶんたん」、「マザーリーフ」、「やまと」）

主に乳幼児（おおむね0歳から3歳まで）を養育する親と当該乳幼児が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い、交流を図る場及び育児相談等を行う場を提供する。

<主な事業内容>

- ① 子育て親子の交流の場の提供及び交流の促進
- ② 子育て等に関する相談及び援助の実施
- ③ 地域の子育て関連情報の提供
- ④ 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

(9) 子育てスポット事業（平成24年度実績：28ヵ所で開設）

地域の身近な公共施設の空きスペースを利用し、地域の団体に委託して、月に1・2回、3時間開催する。子育てスポットでは、子育て親子が集まり、ともに語り合い、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場を提供する。

<主な事業内容>※つどいの広場と同様

(10) 子育てスポットすくすく広場事業（東・西・北・南福祉センターの一室にて実施）

主として乳幼児（おおむね0歳から3歳まで）とその親が集まり、ともに語り合い、子育て情報の交換を行う場、育児相談に応じる場及び子育て親子に遊びを伝える場を提供する。また、高齢者との異世代間交流が行える場でもある。

<主な事業内容>※つどいの広場と同様

(11) 子育て支援アドバイザー事業

地域の子育て経験豊かな市民を奈良市子育て支援アドバイザーとして登録し、乳幼児とその保護者が集まる場所などにアドバイザーを派遣することにより、保護者の子育てに関する疑問や悩みの相談、助言、情報提供等を行う。

(12) 幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付事業

子育て家庭に対する経済的負担の軽減を図るため、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の費用の一部を補助する。

(13) 被虐待児童対策地域協議会

児童虐待の予防、早期発見、再発防止のため、地域の関係する各機関等が連携して、虐待から子どもたちを守るために、「奈良市被虐待児童対策地域協議会」を設置し、運営している。

(14) 助産の実施

保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊婦を入所措置する。原則、生活保護世帯及び市町村民税非課税世帯で、一定の条件を満たした人。

- ・助産施設 県立奈良病院、市立奈良病院

(15) 家庭児童相談室

児童養育、その他家庭児童福祉に関する相談業務を行うため設置した。

設置場所 市役所子育て相談課

業務開始 昭和40年4月1日

相談事項 性格や生活習慣、学校生活、非行、家族関係、心身障がい等

(16) こんには赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）

生後4か月未満の赤ちゃんのいるすべての家庭に、家庭訪問（体重測定・子育て情報の御案内等）を行う。（ただし、新生児訪問を行った家庭は除く。）

(17) 養育支援訪問事業

こんには赤ちゃん訪問等の後も、継続して養育に関する相談・助言が必要な家庭には、保健師等の支援員が家庭訪問を行う。

(18) 子ども医療費助成

助成開始 昭和48年10月（1・2歳児は平成7年4月、3歳～6歳は平成17年8月、就学児7歳～15歳は平成23年8月から）

対象者 健康保険に加入している15歳（中学校卒業の3月31日）までの子ども

助成内容 健康保険の自己負担金（入院時の食事療養費は除く）から次の一部負担金を除いた額を助成。ただし、中学生は入院のみの助成

一部負担金の額

- ・乳幼児 通院は1医療機関につき月500円（保険薬局は0円）
入院は1医療機関につき月1,000円（14日未満の入院は500円）
- ・小学生 通院は1医療機関につき月1,000円（保険薬局は0円）
入院は1医療機関につき月2,000円（14日未満の入院は1,000円）
- ・中学生 入院のみ1医療機関につき月2,000円（14日未満の入院は1,000円）

助成実績

区分 年度	助成件数(件)	助成金額(円)
24	388,883	630,772,569

(19) 子ども発達センター

発達障害や言語・情緒・行動に発達の課題を抱える就学前の幼児とその保護者を対象に『療育相談室』及び児童福祉法に規定された『児童発達支援（旧児童デイサービス）』を開設している。

所在地 奈良市紀寺町580番地の2

開館時間 平日8時30分から17時15分

○療育相談室

心理判定員、特別支援教育士、保健師、保育士が就学前の幼児の療育に関する相談業務を行う。

○児童発達支援「いっぼ」

療育の必要性が認められる就学前の幼児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練を行う。

(20) 障害児通所支援及び障害児相談支援

障がいを抱える子どもの通所支援（日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練など。就学前児童の発達支援、放課後等デイサービス、重症心身障害児の通園）及び相談支援（地域生活に必要な福祉サービス等利用計画）の給付費支給に関する申請受付及び通所受給者証の発行を行う。

2. 母子福祉

(1) 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が修学や求職等の自立のため必要な事由や疾病等の社会的理由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合に、家庭生活支援員を派遣する。

(2) 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母または父子家庭の父の主体的な能力開発の取り組みを支援し、母子家庭等の自立の促進を図るため、教育訓練を受講することが適職に就くため必要と認められる場合に、市の指定する教育訓練講座を受講した母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、自立支援教育訓練給付金を交付する。

(3) 母子家庭等高等技能訓練促進費等事業

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に向けて、職業技能を身につけるため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の資格を取得するため、養成機関で修学を希望する母子家庭の母及び父子家庭の父に対し、高等技能訓練促進費等を交付する。

(4) 母子・寡婦福祉資金の貸付

母子家庭及び寡婦の方に自立の助長と児童の福祉を増進していただくため資金の貸し付けをしている。

○事業開始資金、事業継続資金、修学資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、転宅資金、生活資金、住宅資金、就学支度資金、結婚資金

(5) 母子家庭等就業・自立支援センター事業（奈良県スマイルセンター）

母子家庭、父子家庭、寡婦の方を対象に就業相談、就業支援講習会、就業情報の提供等の一貫した就業支援サービスを提供する。

(6) 母子自立支援員によるひとり親家庭等相談

母子家庭・父子家庭・寡婦に対し、生活のことや家のこと、子どもの養育、ひとり親の就職や自立の支援あるいは母子寡婦福祉資金の利用等あらゆる相談を行う。

(7) 母子生活支援施設措置

児童の養育または自立に欠ける配偶者のない女子等とその児童を入所させ、保護する施設で、自立の促進のため就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言等の生活指導を行う。

(8) ひとり親家庭等医療費助成

助成開始 昭和48年7月（父子家庭については平成23年8月から）

対象者 健康保険に加入しているひとり親家庭の父または母と18歳未満（18歳に達する日以後最初の3月31日まで）の子や、父母のいない18歳未満の子

助成内容 健康保険の自己負担金（入院時の食事療養費は除く）から次の一部負担金を除いた額

通院は1医療機関につき 月額 500円（保険薬局は0円）

入院は1医療機関につき 月額 1,000円（14日未満の場合は月額 500円）

助成実績

年度	区分	助成件数(件)	助成金額(円)
24		75,024	182,478,198

3. 保育所・幼稚園 こども園推進

(1) 保育所入所状況

(各年4月1日現在)

区分	平成23年			平成24年			平成25年		
	設置数	定員	入所児童数	設置数	定員	入所児童数	設置数	定員	入所児童数
公立	19	2,940 (うち30)	2,239 (うち26)	19	2,940 (うち30)	2,211 (うち20)	19	2,940 (うち30)	2,261 (うち24)
私立	22	2,867	2,835	24	3,073	3,096	25	3,283	3,206
計	41	5,807 (うち30)	5,074 (うち26)	43	6,013 (うち30)	5,307 (うち20)	44	6,223 (うち30)	5,467 (うち24)

() : 認定こども園都祁保育園の短時間利用児

(2) 障がい児保育

保育に欠け、集団保育が可能で日々通所できる障がい児を保育所が受け入れ、保育を行う。

平成24年度実績 公立19園 私立15園 計34園

(3) 延長保育

保護者の就労等により、通常の保育時間を超えて保育を行う。

(通常11時間を超える保育を実施している保育所)

平成24年度実績 私立22園

(4) 一時預かり

(佐保山保育園、学園前保育園、あけぼの会夜間保育所、桜華保育園、西の京さくら保育園、あいづ保育園、とみお駅前保育園、西ノ京みどりの園保育園、新大宮駅前みどりの園保育園)

保護者の断続的な労働、傷病や出産、病人の介護、あるいは育児に伴う心理的負担の解消のため、家庭での保育が一時的に困難となる児童の保育を行う。

保育時間 午前8時から午後6時までの間

利 用 料 1日当たり2,000円前後
 利 用 人 員 1日当たりの利用人員は1施設につき5人～20人

(5) 休日保育（佐保山保育園、あけぼの会夜間保育所）

保育所通所児で、日曜・祝日等に保育に欠ける児童の保育を行う。

保 育 時 間 午前8時から午後5時まで
 利 用 料 1日当たり1,400円 その他に、おやつ代、保険代等の実費が必要
 利 用 人 員 1日当たりの利用人員は1施設につきおおむね10人

(6) 病児・病後児保育

（市立奈良病院「病児保育いちご保育園」、あかね保育園「あかねほっとルームこぼと」、佐保山保育園「病後児保育ギンモクセイ」）

本市に居住するおおむね10歳未満までの児童が、病気または病気の回復期にあるため集団保育が困難で家庭での保育も困難な場合に一時的に預かる事業。

ア. 病児保育（市立奈良病院「病児保育いちご保育園」）

保 育 時 間 午前8時半から午後5時
 利 用 人 員 5名
 利 用 料 1日当たり2,000円 その他に、食事、おやつ代等の実費が必要

イ. 病後児保育（あかね保育園「あかねほっとルームこぼと」）

保 育 時 間 午前8時から午後6時
 利 用 人 員 4名
 利 用 料 1日当たり2,000円 その他に、食事、おやつ代等の実費が必要

ウ. 病後児保育（佐保山保育園「病後児保育ギンモクセイ」）

保 育 時 間 午前8時半から午後5時半
 利 用 人 員 3名
 利 用 料 1日当たり2,000円 その他に、食事、おやつ代等の実費が必要

(7) 市内保育所一覧表（平成25年7月1日現在）

○公立 （認定こども園都祁保育園については、短時間利用児定員30人を含む）

施 設 名 称	所 在 地	設 置 認 可 年 月 日	定 数
1 若 草 保 育 園	川上町493-1	昭23. 1. 30	160
2 三 笠 "	西之阪町9	昭26. 2. 10	120
3 辰 市 "	杏町391-2	昭29. 9. 1	160
4 帯 解 "	柴屋町20	昭28. 11. 1	160
5 布 目 "	邑地町40	昭31. 4. 1	60
6 柳 生 "	柳生下町156	昭32. 6. 1	50
7 春 日 "	西木辻町165-2	昭37. 11. 1	200
8 都 南 "	横井一丁目107-1	昭46. 4. 1	160
9 伏 見 "	宝来三丁目9-35	昭46. 4. 1	200
10 大 宮 "	三条大宮町3-8	昭47. 4. 1	200
11 右 京 "	右京五丁目1-1	昭48. 5. 1	200
12 学 園 南 "	学園南三丁目15-28	昭50. 10. 21	200
13 高 円 "	古市町1249	昭50. 11. 10	250
14 朱 雀 "	朱雀六丁目9	昭55. 4. 1	160
15 京 西 "	六条西一丁目3-43-1	昭55. 4. 1	160
16 富 雄 "	三碓六丁目10-13	昭57. 4. 1	160
17 神 功 "	神功四丁目25-3	平元. 4. 1	120
18 月ヶ瀬 "	月ヶ瀬尾山2790	平17. 4. 1	60
19 認定こども園都祁 "	都祁白石町1026-6	平22. 4. 1	160

○私立

施 設 名 称	所 在 地	設 置 認 可 年 月 日	定 数
1 愛の園保育園	法蓮町986-73	昭23. 6. 30	60
2 極楽坊 //	紀寺町829	昭24. 9. 1	300
3 西大寺 //	西大寺芝町一丁目1-4	昭25. 5. 1	120
4 奈良ルーテル //	小太郎町19	昭28. 6. 1	90
5 佐保山 //	法蓮町1368	昭37. 11. 1	300
6 鶴舞 //	鶴舞東町1-79-101	昭42. 10. 1	150
7 西奈良ルーテル //	鳥見町二丁目19-5	昭44. 1. 1	120
8 みのり //	高畑町711	昭44. 2. 1	165
9 中登美 //	中登美ヶ丘一丁目4162	昭44. 12. 1	200
10 学園前 //	中山町西三丁目535-200	昭51. 2. 1	210
11 みずほ //	押熊町464	昭53. 4. 1	60
12 こまどり //	三条添川町5-7	昭57. 8. 1	125
13 あけぼの会夜間保育所	白毫寺町208	平 3. 10. 1	40
14 桜華保育園	二名一丁目2361-3	平13. 4. 1	120
15 佐保川 //	法蓮町393	平14. 1. 1	175
16 あやめ池 //	あやめ池北三丁目10-13	平15. 3. 31	122
17 こだま //	あやめ池北二丁目3-97	平15. 3. 31	90
18 西の京さくら //	五条町292-4	平16. 4. 1	110
19 あかね //	秋篠新町270	平17. 5. 1	120
20 そら //	富雄北三丁目14-3	平17. 5. 1	90
21 あいづ //	八条三丁目904	平18. 5. 1	120
22 とみお駅前 //	富雄川西一丁目3番17	平21. 4. 1	126
23 すまいる //	西木辻町36番1号	平23. 5. 1	90
24 西ノ京みどりの園 //	六条二丁目2番1号	平23. 7. 1	90
25 新大宮駅前みどりの園 //	芝辻町四丁目11番地の6	平25. 4. 1	90

(8) 平成25年度奈良市民間保育所等運営費補助金の概要

補助金の種別	補助の要件
1歳児保育事業補助金	1歳児が5人以上入所し、1歳児5人につき保育士1人の割合による保育を実施していること。
延長保育事業補助金	保育対策等促進事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。
障害児保育事業補助金	障害児を1人以上入所させており、当該障害児を保育するため1人以上の保育士を加配していること。
入所児童処遇改善費補助金	入所児童の処遇改善に努めていること。
職員給与改善費補助金	職員の給与改善に努めていること。
給食費補助金	児童の給食改善を図っていること。
嘱託医手当補助金	児童の保健衛生、健康管理の向上充実に努めていること。
週休等加配保育士賃金補助金	週休等のため基準を超えて保育士を加配していること。
休日保育事業補助金	保育対策等促進事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。
夜間保育推進事業補助金	保育対策等促進事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。
病児・病後児保育事業費補助金	保育対策等促進事業実施要綱（平成20年雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。
一時預かり事業補助金	安心こども基金管理運営要領（平成21年3月5日20文科初第1279号雇児発第0305005号文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく事業を実施していること。

補助対象経費	算定基準
1歳児保育を実施するために必要な経費	児童1人月額 1,340円
延長保育事業を実施するために必要な経費	保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額
障害児の保育に必要な経費	障害児1人月額 70,000円 重度障害児1人月額 140,000円
保育所運営費交付基準を超えて支出される経費	児童1人月額 1,050円
給与改善手当として本給以外に支給するために必要な経費	職員1人月額 15,700円
(1) 保育所運営費交付基準を超えて支出される児童の給食費 (2) 3歳以上児の牛乳飲用に必要な経費	(1) 児童1人月額 3歳未満児 80円 3歳以上児 80円 (2) 3歳以上児1人月額 150円
(1) 保育所運営費交付基準を超えて支出される内科医師の嘱託に要する経費 (2) 歯科医師の嘱託に要する経費 (3) 眼科医師の嘱託に要する経費 (4) 耳鼻咽喉科医師の嘱託に要する経費	(1) 1回 13,800円以内の額 (12回分) (2) 1回 29,000円以内の額 (2回分) (3) 1回 29,000円以内の額 (1回分) (4) 1回 29,000円以内の額 (1回分)
週休等のため基準を超えて保育士を加配することに要する経費	(1) 常時勤務保育士1人 月額 78,200円 (2) パート保育士1人 報酬 1時間1,070円以内の額
休日保育事業を実施するために必要な経費	保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額
夜間保育事業を実施するために必要な経費	保育対策等促進事業費補助金交付要綱による補助金の算定基礎となる基準額に相当する額
病児・病後児保育事業を実施するために必要な経費	(1) 病児保育 1施設当たり年額7,800,000円 (2) 病後児保育 1施設当たり年額6,000,000円
一時預かり事業を実施するために必要な経費	安心こども基金管理運営要領による交付金の算定基礎となる基準額に相当する額

(9) 保育士等への研修

待機児童の受け入れ拡大や認定こども園への再編等において教育・保育の質の向上を図るための保育士及び幼稚園教諭への研修を実施する。

- ・保育士の資質向上のための研修

変化する社会情勢と多様化する保育ニーズ・保育サービスの充実を図るため公立保育の保育士へ資質向上を目的とした研修を実施する。

- ・幼保合同研修会

市立幼稚園と市立保育所を認定こども園に再編するにあたり就学前の教育・保育内容を充実し、質の高いカリキュラムを両職員が認識するための研修を実施する。

(10) 奈良市内の幼稚園入園状況

(各年5月1日現在)

区 分	平成 23 年		平成 24 年		平成 25 年	
	設置数	園児数	設置数	園児数	設置数	園児数
市 立	39	2,023	38	1,986	38	1,925
国 立	2	293	2	291	2	284
私 立	15	2,114	15	2,068	15	2,105
計	56	4,430	55	4,345	55	4,314

(11) 市立幼稚園における預かり保育

奈良市における少子化対策に係る取り組みとして市立幼稚園3園（富雄北、大宮、富雄第三）でモデル実施した「預かり保育」を子育て支援の充実、保育所の待機児童解消策として、さらに3園（伏見、大安寺西、六条）拡充し実施する。また、長期休業中においても預かり保育を実施する。

(12) 私立幼稚園への運営費補助

私立幼稚園の設置者に対し運営費補助金を交付することで、私立幼稚園の教育条件の維持及び向上並びに私立幼稚園の幼児にかかる就園上の経済的負担の軽減を図るとともに私立幼稚園の経営の健全性を高め、もって健全な発展に資する。

また、保育所の待機児童の解消や市民の多様な保育ニーズへの対応を図るため、今年度より長期休業中に預かり保育事業を実施する私立幼稚園に対し運営費補助金の交付を行ない、幼児教育を希望する就労家庭への幼稚園入園を推進し、待機児童の解消を図る。

(13) 幼稚園就園奨励費補助

国からの補助金を受け、幼稚園に幼児を就園させておられる家庭を対象に、幼稚園教育の一層の普及充実を図り、就園に伴う保護者の経済的負担を軽減するため、家庭の所得状況に応じて入園料・保育料を減免または補助する措置を行う。

① 市立幼稚園に就園の方で対象となる範囲と入園料・保育料の減免限度額

奈良市内に住民登録しかつ現に居住し、奈良市立幼稚園に4歳児及び5歳児（認定こども園は3歳、4歳、5歳児）を就園させておられる保護者で次の家庭の方

区 分	多子区分	減免限度額（年額）	
		小学校1～3年生の兄姉 がいない世帯	小学校1～3年生の兄 姉がいる世帯
①生活保護法の規定による保護を受けている世帯	第1子	20,000円	—
②平成25年度市町村税が非課税となる世帯	第2子	50,000円	35,000円
③平成25年度市町村税所得割が非課税となる世帯	第3子以降	全額	全額
上記以外の世帯	第3子以降のみ	全額	—

② 私立幼稚園に就園の方で対象となる範囲と入園料・保育料の補助限度額

奈良市内に住民登録しかつ現に居住し、私立幼稚園（奈良市外の私立幼稚園を含む）に満3歳児、3歳児、4歳児及び5歳児を就園させておられる保護者で次の家庭の方

区 分	多子区分	減免限度額（年額）	
		小学校1～3年生の兄姉が いない世帯	小学校1～3年生の兄 姉がいる世帯
I 生活保護世帯	第1子	229,200円	—
	第2子	268,000円	249,000円
	第3子以降	308,000円	308,000円
II 平成25年度市町村税非課税世帯 市町村税所得割非課税世帯	第1子	199,200円	—
	第2子	253,000円	226,000円
	第3子以降	308,000円	308,000円
III 平成25年度市町村税所得割課税額が下の 計算式Aによる基準額以下の世帯	第1子	115,200円	—
	第2子	211,000円	163,000円
	第3子以降	308,000円	308,000円
IV 平成25年度市町村税所得割課税額が下の 計算式Bによる基準額以下の世帯	第1子	62,200円	—
	第2子	185,000円	114,000円
	第3子以降	308,000円	308,000円
その他	第3子以降のみ	308,000円	—

計算式A 基準額＝16歳未満の扶養人数×21,300円＋16歳以上19歳未満の扶養人数×11,100円＋34,500円

計算式B 基準額＝16歳未満の扶養人数×19,800円＋16歳以上19歳未満の扶養人数×7,200円＋171,600円

- 備考
- 「第1子」とは1人就園の場合及び同じ世帯から2人以上就園している場合の最年長者です。
 - 「第2子」とは同じ世帯から2人以上就園している場合の次年長者及び小学校1～3年生の兄姉が1人いる世帯で就園している最年長者です。
 - 「第3子以降」とは同じ世帯から3人以上就園している場合の3人目以降の園児及び小学校1～3年生の兄姉が1人いる世帯で、2人以上就園している場合の2人目以降の園児及び小学校1～3年生の兄姉を2人以上有している園児です。
 - 保育所、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所し、または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用する就学前児童の兄・姉を有する園児は、当該兄・姉を幼稚園児とみなして減免又は補助限度額を算定します。
 - 減免限度額(年額)又は補助限度額(年額)と、就園されている園の保育料(今年度入園の場合は

- 入園料を足した額)の年額とを比較し、低いほうの金額を減免又は補助します。
- (注1) 市町村民税所得割課税額は、租税特別措置法による住宅借入金等特別税額控除等の適用前の額で判定します。
- (注2) 世帯で2人以上に所得がある場合や単身赴任等で世帯が別の場合も、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の市町村民税所得割課税額の合計額で判定しますのでそれぞれの方の分について添付してください。
- (注3) 年度途中に入園又は退園した場合は、月割額による減免又は補助とします。

4. 児童館

児童に健全な遊びを指導し、集団的及び個別的に心身の発達を促し、情操を豊かにするとともに、地域組織活動の育成助長を図る等、児童の健全育成に関する総合的な機能を有する。

① 施設概要

施設名	所在地	建物面積	構造	開館日
古市児童館	古市町1263番地	1,404.68㎡	鉄筋コンクリート造 2階建	昭和58年 7月 5日
横井児童館	横井五丁目337番地の2	1,207.73㎡	鉄筋コンクリート造 平屋一部2階建	昭和61年 8月 5日
東之阪児童館	川上町461番地の1	1,579.49㎡	鉄筋コンクリート造 地下1階地上2階建	平成 3年 7月 2日
大宮児童館	西之阪町5番地の1	2,053.29㎡	鉄筋コンクリート造 地下1階地上3階建	平成12年 7月 1日

② 開館時間

午前9時～午後5時 (ただし、土曜日は午前9時～午後0時30分)

③ 休館日

日曜日並びに毎月の第1土曜日及び第3土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から翌年の1月3日まで